

平成29年度 多摩ボランティア・市民活動支援センター 団体登録手続きについて



タマボラ君

今年度の（平成28年度）の団体登録の期限が平成29年3月31日で終了します。
平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の多摩ボラセンの団体登録について、下記のとおり申請を受付します。

下記の期間内に申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。

① 登録できる団体（登録要件）



- (1) ボランティア・市民活動等の公益的な活動を行う非営利団体
※会員向け互助活動のみを行う団体は除く
- (2) 政治的、宗教的、営利的目的がないこと
- (3) 多摩市内を主たる活動の場とし、代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること
- (4) 構成員が5名以上で、過半数が多摩市内に在住・在勤・在学であること
- (5) 多摩ボラセンと連携をとり、多摩市社会福祉協議会の行う事業等に協力すること

② 登録団体への活動支援について



- (1) 団体主催事業への協力や多摩ボラセンが発行する情報誌「ボランティア通信」（毎月発行）やホームページ等による広報活動の支援
- (2) 本センター（ヴィータ）打ち合わせコーナー、福祉センター分室の活動室、永山分室の活動室や会議室などの活動場所の利用（※無料）
- (3) 印刷機・コピー機の使用（※有料）
- (4) 本センター多目的ボックスや各分室の団体専用ロッカーの貸与（希望がある場合）
- (5) ボランティア活動等振興助成金の申請・交付（交付には別途審査あり）
- (6) その他、活動に関する助言や各種相談 など

③ 提出書類

下記の書類をご提出ください

- ◆団体登録申請書（第1号様式）
- ◆定款・会則・規約のいずれか（書式は任意）
※変更の有無にかかわらず、ご提出ください。
- ◆名簿（書式は任意）
氏名・性別・住所・電話番号が記載されているもの
- ◆団体の活動内容がわかる書類
登録更新⇒前年度（H28年度）の活動報告など
新規登録⇒活動内容のわかるもの（実績報告や予定など）



④ 提出期限

平成29年

3月24日（金）

まで

多摩ボラセン窓口への
持参、郵送による提出
（必着）

※団体登録申請書（第1号様式）は、2月20日（月）以降、当センターホームページからもダウンロードできます。

※登録には審査があります。審査で登録可となった場合、平成29年4月1日から登録団体として、認定されます。

※提出期限の平成29年3月24日（金）までに提出されない場合、平成29年度途中からの団体登録となります。

団体登録の申込み、お問い合わせは…

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階

（電話）042-373-6611 （FAX）042-373-6629 <http://www.tamavc.jp>